

1999 8

油濁基金 だより

No. 66



財団法人 漁場油濁被害救済基金



海岸へ漂着したオイルボールの回収作業風景

平成11年2月12日鹿児島県奄美大島北部西海岸一帯に大量のオイルボールが漂着、各種磯根資源に被害の恐れがあり、地元漁業者により海岸の清掃が行われた。(写真は龍郷町赤尾木地区)

目 次

(寄稿)

- 1 石油流出事故による水産生物への影響と対策／田森 日出春…………… 1
- 2 海洋汚染の現状とその防止対策／桑鶴 勝海…………… 4
- 3 平成11年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要／佐藤 修……………17

(随想)

- 退任にあたって／桑原 忠義……………22

(基金記事)

- 1 油濁基金の平成10年度事業の概要……………24
- 2 平成10年度漁場油濁被害発生状況一覧表……………31
- 3 油濁被害防止対策ポスター及びチラシの作成配布について……………33
- 4 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動きについて……………37
- 5 労務費及び漁船用船費の改訂について……………38
- 6 中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について……………39
- 7 評議員の委嘱について……………40
- 8 役員の改選について……………41

(官庁人事異動)

(編集後記)

(寄稿)

石油流出事故による水産生物への影響と対策

(社)日本水産資源保護協会
環境管理第一部長 田森 日出春

1997年、年明け早々の1月2日、島根県隠岐島の北方海域でロシア船籍タンカー「ナホトカ号、13、157トン」が大時化に見舞われ、船体が分断され沈没し、船首部分は漂流して福井県の三国町の海岸に漂着するという海難事故が発生した。ナホトカ号が積んでいた重油19,000キロリットルの一部が流出し、島根県から山形県の海岸一帯を汚染した。

これらの漂着した重油を回収するために、多くのボランティアが参加して話題になったことはまだ記憶に新しい出来事である。

当時、水産資源をはじめ生態系への影響が懸念されることから、緊急に水産庁をはじめ、環境庁、運輸省、建設省、科学技術庁などによる調査が開始された。当方でも、国内外における過去の石油流出事故の事例と生態系への影響について、既往の文献等を整理してとりまとめを行った。短期間でとりまとめたため、十分に情報が網羅されたものではないが、その内容の一部を紹介する。なお、詳細については、水産庁・(社)日本水産資源保護協会「魚貝類汚染早期発見対策検討調査報告書—石油流出事故による海洋生態系への影響—」を参照されたい。

1. 石油の毒性

水生生物に対する石油の影響については、基本的には次のようにまとめられている。

- ①細胞や膜に作用する直接的な致死毒性
- ②摂餌等の行動異常を示すなどの直接的な死には結びつかないが、間接的には死に至る準致死毒性
- ③運動性や摂餌行動を妨げたり、羽毛や体毛の疎水性を減じるなどの油の生物表面への直接的被覆
- ④発ガン性をもつ多環芳香族化合物などの生物体内への取り込みや炭化水素による生物の可食部の汚染
- ⑤物理化学的環境変化による生物の種組成や地理的分布の変化

これらの中で実験的には①と④が多く調べられている。

また、生物の油の毒性に対する感受性の強弱は、およそ次のようにまとめられる。なお、油処理剤を混合すると、石油単体より毒性が高くなる傾向がある。

油の毒性に対して強い生物

サザエ、アサリ、ハマグリ、バカガイ、マガキ、アコヤガイ（稚貝）、イ

ボニシ、ヒザラガイ、イシダタミガイ、パテイラ、ヒメクボガイ

油の毒性に対してやや弱い生物

マツバガイ、アワビ、トコブシ、ムラサキイガイ、マダイ、イシガレイ

油の毒性に対して弱い生物

マアジ、モジャコ、ゴンズイ（幼魚）、クロダイ（稚魚）、ヒラメ（稚魚）、イシガレイ（稚魚）、トリガイ、アワビ（稚貝）、クルマエビ、シャコ、ヨコエビ類

油の毒性に対して非常に弱い生物

ムラサキイガイ（浮遊幼生）、クルマエビ（幼生）、アミ類、コペポダ、ムラサキウニ（浮遊幼生）

さらに、油の種類によっても毒性に違いがある。一般的には、毒性の高い方からガソリン、A重油、軽油、灯油、B重油、原油、C重油の順になる。また、石油中にはベンゾピレンなどの発ガン性物質が多く含まれている。水産用水基準ではベンゾピレンで $0.01\mu\text{g}/\text{l}$ に設定されている。その他の物質については、その海水中の動態や海産生物に対する毒性が部分的に解明されはじめた。

2. 油臭魚貝類

油分による着臭については、四日市油臭魚調査で廃油による着臭は、 $0.01\text{mg}/\text{l}$ で海産魚は24時間以内に着臭し、また、 $0.001\text{mg}/\text{l}$ では着臭しな

いことが報告されている。今後、着臭成分についての検討が必要である。

3. 油処理剤

わが国で使用されている油処理剤は、1974年に「海洋汚染および海洋災害の防止に関する法律」で定められていた試験方法と判断基準にしたがって審査されている。

油処理剤を使用する時は、次の点を留意すべきである。

- ①漁場や養殖場の周辺では使用を控える。
- ②水産生物の繁殖期には、産卵場などの周辺での使用は控える。
- ③潮通しのよいところで使用する。
- ④風化油、廃油並びに重質油などは油処理剤による乳化は困難なため、他の防除法を適用する。
- ⑤油が海岸に漂着する恐れのある風向きの場合には、沖合で下げ潮どきに油処理剤を使用すれば、油は水に混合されるため、風の影響を受けにくくなり、海岸への漂着を阻止することが可能である。
- ⑥油処理剤の使用によって、油が海面のみならず、ある程度の深さまで微粒子として分散することを踏まえ、油処理剤使用の可否を決める。

4. バイオレメディエーション

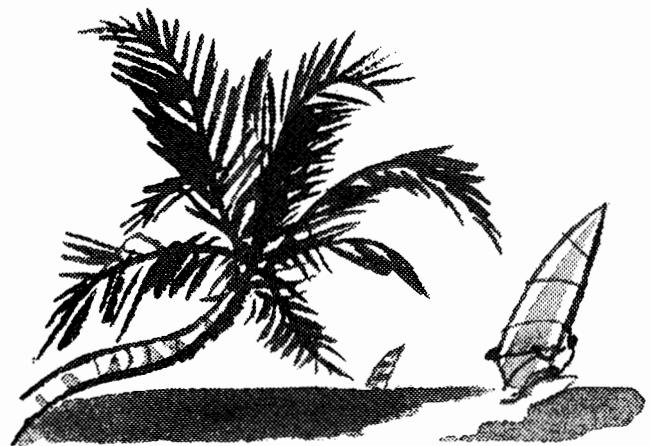
バイオレメディエーションは、流出

油の処理方法として海浜上の生分解を高めることを目的に開発された。しかし、野外への適用に際しては、モニタリング計画によって適用効率と安全性の確認をすることが必要である。遺伝子操作による微生物を環境に放出させることはまだ認められていない。

5. 今後の課題

わが国の周辺海域では、今もなお多くのタンカーが航行しており、ナホトカ号事故のような事故がいつ発生して

もおかしくない状態にある。また、ナホトカ号の沈没した船体からは、今なお少しずつ油の流出が続いている。したがって、事故が発生したときの組織対応、モニタリング調査及び対策のあり方等に関して、指針等を作成しておくことが重要である。さらに、国内外における情報を整理して、事故が発生した場合に関係情報が即座に利用できるようなシステムの構築が必要である。



(寄稿)

海洋汚染の現状とその防止対策

海上保安庁警備救難部海上環境課
企画係 桑鶴 勝海

I 海洋汚染の発生確認状況

海上保安庁は、昭和46年の海洋汚染防止法（現行の「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」）の施行及び「海上公害課」の発足を契機に我が国周辺海域における海洋汚染の監視取締り体制を強化するとともに、油、廃棄物、工場排水等による海洋汚染を巡視船艇、航空機等により発見し、また、海洋環境保全推進員、海事・漁業関係者等海上保安庁以外の協力者から通報を受けてこれを確認することにより、我が国周辺海域における海洋汚染の実態を把握してきました。

この成果は、毎年「海洋汚染の発生確認件数」として公表し、海洋汚染の状況を計る一つの指標として、海洋環境保全講習会等において広く利用されています。

平成10年の「海洋汚染の発生確認件数」は次のとおりです。

1. 概要

海上保安庁が平成10年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生確認件数は697件であり、このうち油による汚染は388件、廃棄物、工場排

水等の油以外のものによる汚染は289件、赤潮は26件となっており、前年（713件）に比べ、16件（約2%）減少しています。平成10年の海洋汚染の発生確認件数は、海上保安庁が昭和48年に統計を取り始めて以来、最少の件数となっています。これは前年に比べ、赤潮の件数が半減（28件減）したことによるものです。（図1参照）

2. 油による汚染

油による汚染は388件で、前年（405件）と比べ17件（約4%）減少しており、全体の約6割を占めています。

これを海域別にみると、東京湾が73件（前年61件）と最も多く、次いで、瀬戸内海（大阪湾を除く）が67件（前年86件）、本州南岸が52件（前年38件）と続いています。（図2参照）

排出源別にみると、船舶からのものが289件（前年293件）と約7割を占めており、その他陸上等からのものが15件（前年8件）となっています。

また、原因別にみると、取扱不注意によるものが105件（前年97件）と最も多く、次いで、故意によるものが92件（前年100件）、海難によるものが69

件（前年68件）と続いています。（図3、4参照）

3. 油以外のものによる汚染

油以外のものによる汚染は283件であり、前年（254件）と比べ29件（約11%）増加しています。

これを汚染物質別にみると、廃棄物によるものが211件（前年144件）と最も多く、次いで、有害液体物質が46件（前年90件）、その他（工場排水等）が26件（前年20件）となっています。

海域別にみると、瀬戸内海（大阪湾を除く）が73件（前年27件）と最も多く、次いで、本州南岸が67件（前年104件）、九州沿岸が40件（前年15件）と続いています。

排出源別にみると、陸上からのものが186件（前年101件）、船舶からのものが69件（前年131件）と続いています。

原因別にみると、大部分の266件（前年233件）が故意によるものでした。

（図3、4参照）

4. 赤潮

赤潮は26件で、前年（54件）と比べ28件減少しており、主な発生場所としては、瀬戸内海（大阪湾を除く）、伊勢湾、本州南岸で多く確認されています。

II 海洋汚染の防止対策

1. 海洋環境保全に係る調査

前述の「海洋汚染発生確認件数」は、海洋に排出された油や廃棄物などによる海洋汚染が発生した件数の面からとらえたものですが、海上保安庁では、このほかに、油による海洋の汚染の状態を知るために、さまざまな調査を実施しています。

①廃油ボールの漂流・漂着状況の調査

海上保安庁は、廃油ボールの実態を把握するため、油、重金属等による海洋汚染を世界的に常時監視するための海洋汚染モニタリング計画（MALPOLMON）の一環として、国際的に統一された観測手法に基づき定期的に我が国周辺海域及び沿岸部における廃油ボールの漂流・漂着状況について調査しています。

平成10年の廃油ボール漂流・漂着状況調査によれば、漂流・漂着廃油ボールの平均採取量は、南西諸島等の増加により前年に比べ増加しています。（図5参照）

②海上漂流物の実態調査

近年、海洋におけるビニール、発泡スチロール等の海上漂流物による海洋生物への被害等海上漂流物による海洋汚染の問題が世界的にも関心を集めていることから、海上保安庁では実態を把握するため、平成3年1月から我が国周辺海域の15定線において定期的に

巡視船による目視調査を実施していません。

平成10年の海上漂流物の実態調査結果によれば、全体の約85%を発泡スチロール、ビニール類等の石油化学製品が占めており、前年に比べて確認した漂流物の平均個数は約30%増加しています。(図6参照)

2. 海洋環境保全のための監視取締り

海上保安庁では、海洋汚染を防止し、美しい海を守っていくために、巡視船艇、航空機の効率的な運用等により、我が国周辺の広大な海域において発生する海洋汚染の監視取締りを行っています。

さらに、海洋汚染事犯、自然環境を損なう事犯の海上環境事犯の一掃を図るため、期間を定めて年2回(6月及び11月)、「海洋環境保全推進週間」並びに全国一斉の集中的な取締りを実施しています。

海上保安庁が平成10年に送致した海上環境関係法令違反件数は、814件で、前年(765件)と比べ49件(約6%)増加しています。

送致件数を法令別にみると、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)違反が500件(約61%)と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反が188件(約23%)、「港則

法」違反が106件(約13%)、「水質汚濁防止法」違反が14件(約2%)等となっており、船舶からの油の違法排出、陸上や船舶等からの廃棄物の違法投棄、臨界工場からの汚水の違法排出等の事犯が主なものでした。(表1参照)

3. 海洋環境の保全指導

海洋汚染の大半は、油の取扱い時の不注意による排出、廃棄物の故意による投棄等の人為的要因により発生しており、海洋環境保全の重要性に対する認識が未だ十分であるとはいえない状況にあり、海洋汚染の防止のためには、海洋環境の保全に関する思想の普及・啓発が必要です。

このため、海上保安庁では、一般市民が海洋環境保全の重要性を認識し、海洋環境の保全活動を推進していくため、平成7年度から新たに「海洋環境保全講習会」を開催し、海洋環境保全の意識の高揚を図ることとしました。

平成10年には、全国の部署で延べ658回の講習会を開催し、延べ48,651人の受講者を募り、海洋環境の保全の重要性を呼びかけました。

特に、6月5日の「環境の日」及び11月1日からの一週間を「海洋環境保全推進週間」とし、訪船指導、海洋環境保全講習会の開催等あらゆる機会を通じて、油、有害液体物質等の排出防

止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について集中的な指導を実施しています。

また、百貨店、海中公園への海洋環境保全コーナーの設置等により、広く一般市民をも対象として海洋環境保全思想の普及も図っています。

平成7年4月1日から、最近、社会問題となっている船舶の違法投棄について、不要となった船舶の早期適正処分を指導する内容等を記載した「廃船指導票」(オレンジシール)を凍害船舶に貼付することにより、廃船の違法投棄防止と投棄者自身による投棄船舶の適正処理についての指導を強化しています。

平成10年に確認した投棄船舶の隻数は、1,512隻(うち平成10年に新たに確認した投棄船舶(以下「新規確認船舶」という。)921隻)で、このうち891隻(うち新規確認船舶673隻)に対して廃船指導票の貼付による適正処理指導等を行った結果、741隻(うち新規確認船舶568隻)が処理されました。

さらに、関係機関等に対し、協議の場を通じ、それぞれの地域に適した廃船の適正処理体制の確立を求めていくとともに、広く一般市民の間にも廃船問題に対する関心を高めていくこととしています。

また、年間を通じて、主として海

事・漁業関係者を対象に実施されてきた(株)日本海南防止協会及び(財)海上保安協会共催の「海洋汚染防止講習会」に引き続き協力していくことにしています。

さらに、平成8年度から(財)海上保安協会が実施している「海洋環境保全に関する推進」事業に対し、機会ある毎に、統括海洋環境保全推進員及び海洋環境保全推進員(以下「推進員等」という。)の活動内容を広く一般に周知するとともに、推進員等の活動を積極的に支援・指導することにより、官民一体となった海洋環境保全思想の普及・啓発に努めることとしています。

4. 外国船舶による海洋汚染の防止対策

海上保安庁が我が国周辺海域において確認した外国船舶による海洋汚染は、ほとんどが油によるものです。

平成10年に確認した外国船舶からの油による海洋汚染は77件(前年80件)で、船舶からの油による海洋汚染の約20%を占めており、これを海域別にみると、我が国領海内で発生した汚染は55件(前年57件)、領海外(排他的経済水域又は公海)で発生した汚染は22件(前年23件)となっています。

外国船舶からの油による海洋汚染の原因としては、燃料油取扱い作業中の初歩的ミスによるものが多くを占めています。

このため、あらゆる機会を利用し、外国船舶の乗組員に対し、関係法令の周知、海洋汚染の未然防止のための具体的な対策を講じるよう油排出事故防止指導を行っています。

また、国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域及び大陸棚にある外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に海防法等を適用して取締りを行っています。海上環境事犯を引き起こした外国船舶については、船舶の航行の利益に考慮した、いわゆる「担保金制度」が適用されており、海上保安庁が平成10年に外国船舶に対し担保金制度を適用した件数は44件となっています。

(表2参照)

III 主な油排出事例

[油タンカーからの油違法排出]

油タンカー船長が、着岸中、陸上給油施設からC重油を積載するに際し、油量の計測監視の注意義務を怠り、漫然と同作業を続けたことから、油タンクマンホールから同油を噴出させ、C重油約400ℓを港内に排出したものの。

[バルブ操作不適切による砂利運搬船からの燃料油違法排出]

砂利運搬船の機関長が、燃料油をクレーン用タンクに移送し、同作業を終了するに際して、同タンクに通じるバルブを閉鎖し、確認する義務があるにもかかわらず、これを怠ったことから、燃料移送ポンプが自動発停した際、A重油約500ℓを港内に排出したものの。

[燃料油タンク計測不適切による外国船からのC重油違法排出]

外国貨物船の機関長が、停泊中に燃料油を移送するに際して、燃料油タンクの正確な計測を怠り、C重油約1500ℓを海域に排出したものの。

IV おわりに

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンとして、陸・海・空の職員が一体となって、海洋汚染の監視取締りはもとより海洋環境の保全指導等海洋汚染の防止に取り組んでおり、油等による海洋汚染の防止を訴えるため、その指導対象を一般の人々にまで広げ、啓発用資料を作成・配付する等の活動を今後とも積極的に展開することとしています。

また、「青い海」を未来に残すためには、皆様のご理解とご協力が不可欠であることはいまでもありません。今後とも、海洋環境保全講習会や地区

海洋環境保全推進運動等への参加、海洋汚染発見の際の最寄りの海上保安部等への通報等についてよろしくお願いたします。

なお、海上保安庁では、今後とも海洋環境の保全に向け、海洋汚染の監視

取締りを行うとともに、海事関係者のみならず海洋レジャー関係者等の一般国民も対象に講習会を開催する等国民との触れ合いの場を設け、海洋環境の保全に関する指導・啓発活動の充実強化を図ることとしています。

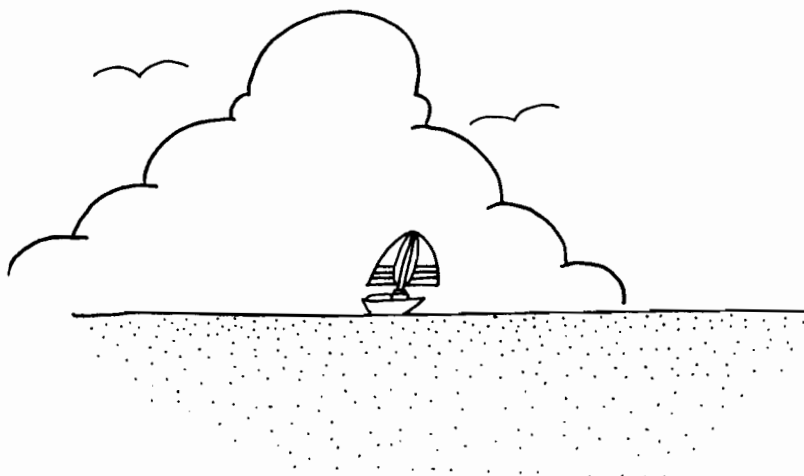


図1 海洋汚染の発生確認件数の推移

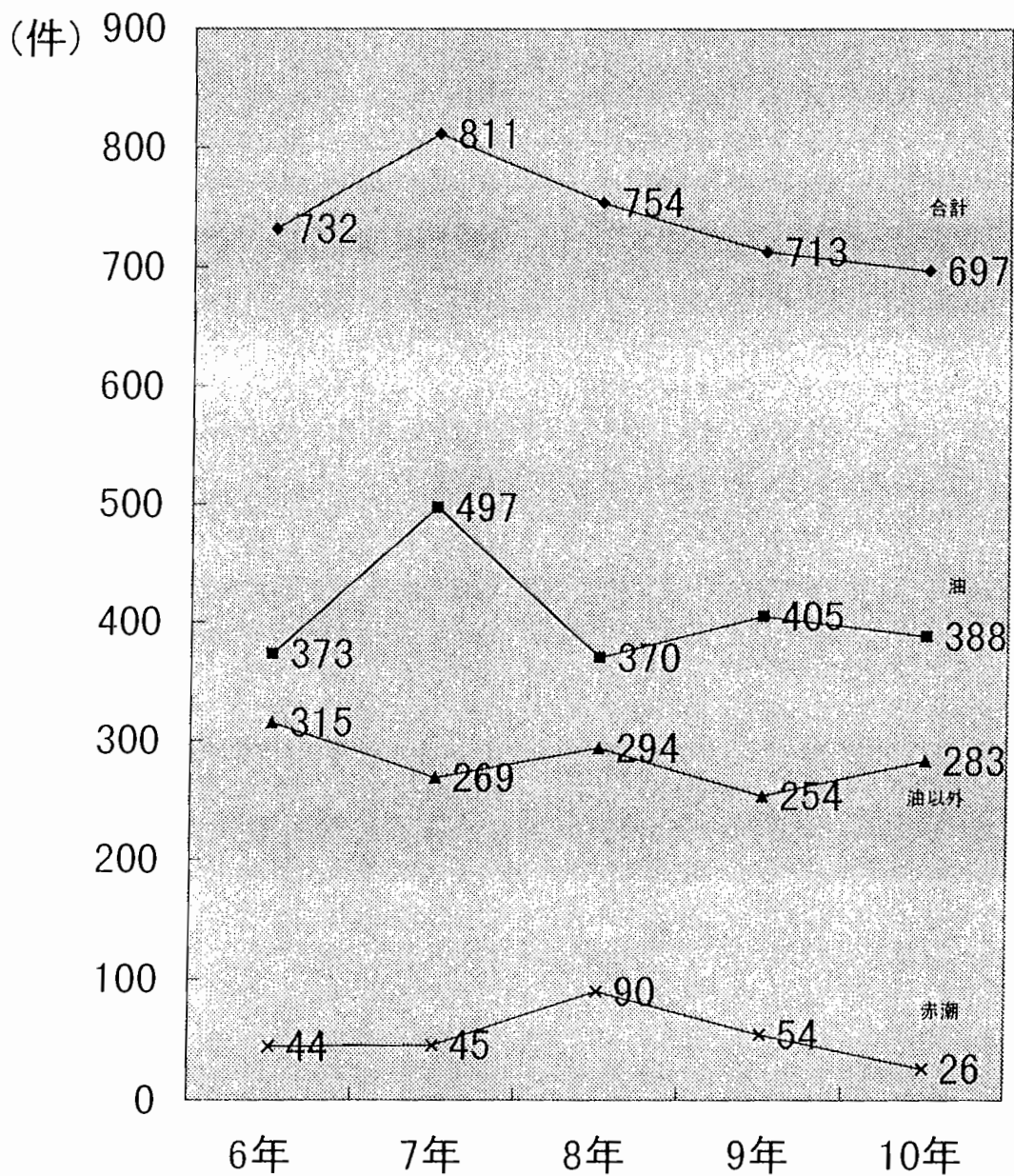


図2 海洋汚染の海域別発生確認件数（平成10年）

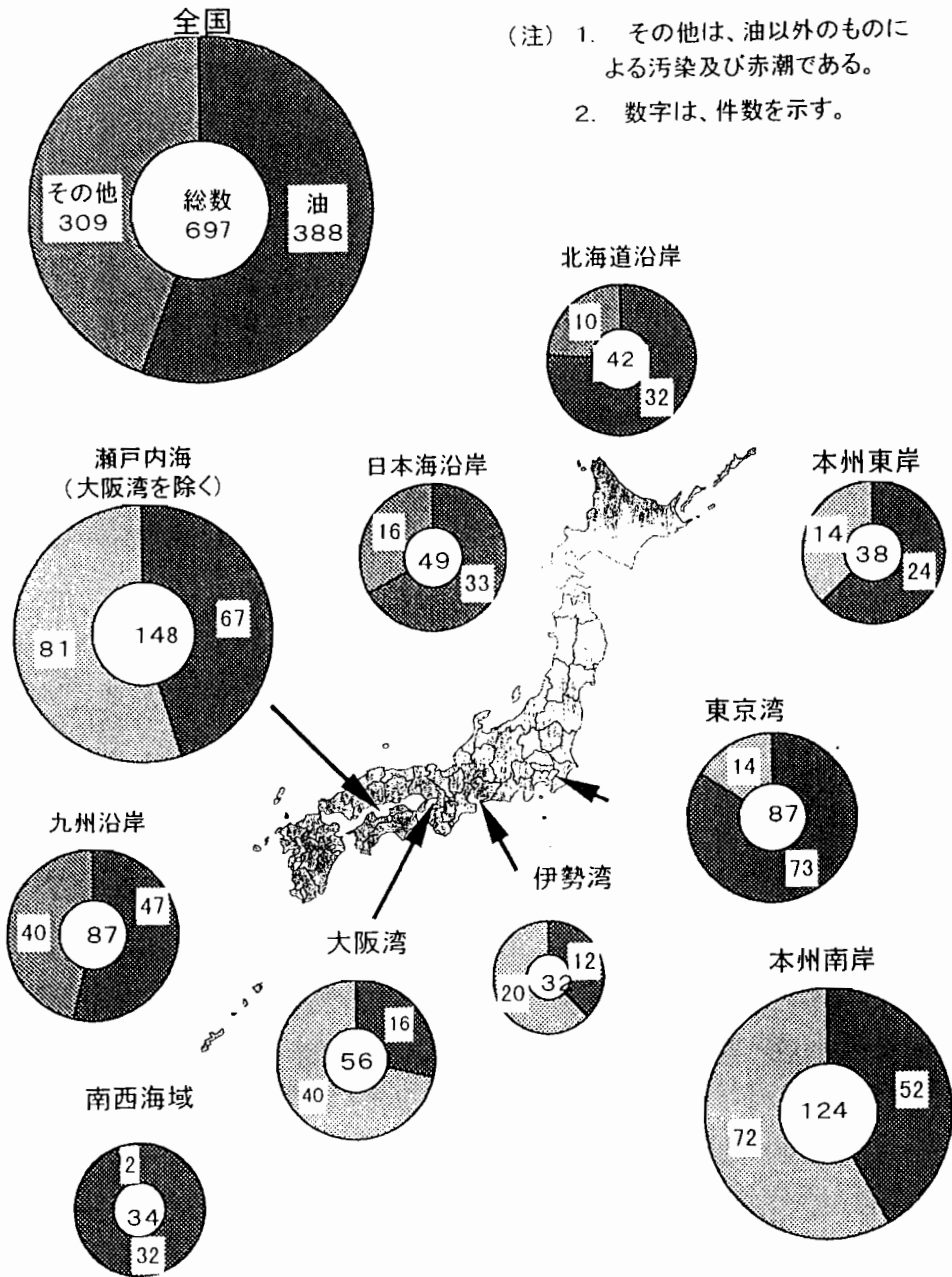


図3 海洋汚染の排出源別発生確認件数（平成10年）

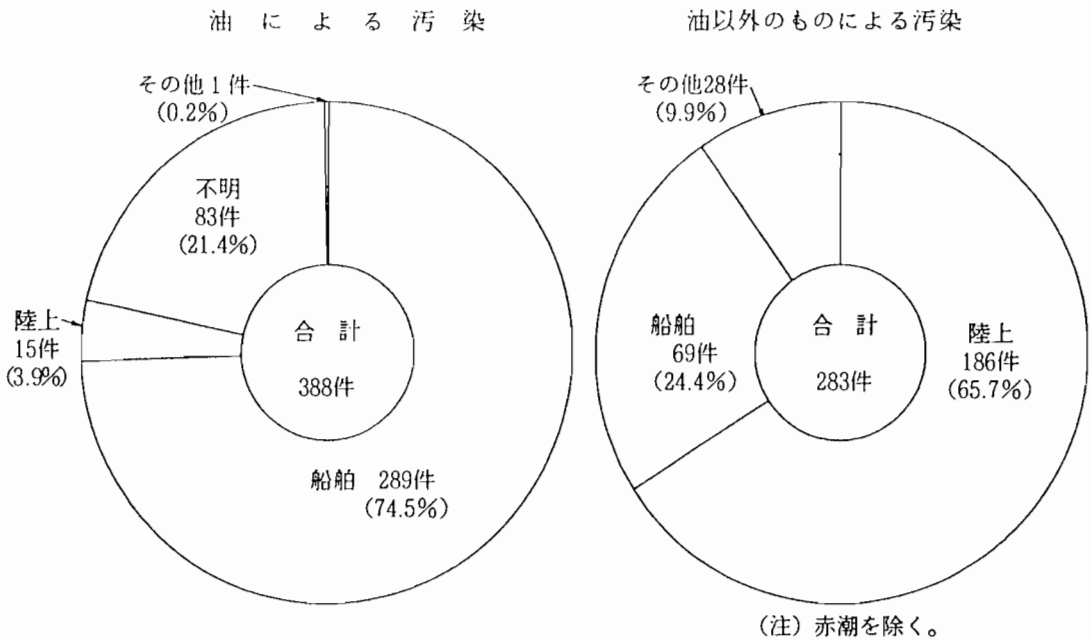


図4 海洋汚染の原因別発生確認件数（排出源判明のものに限る。）（平成10年）

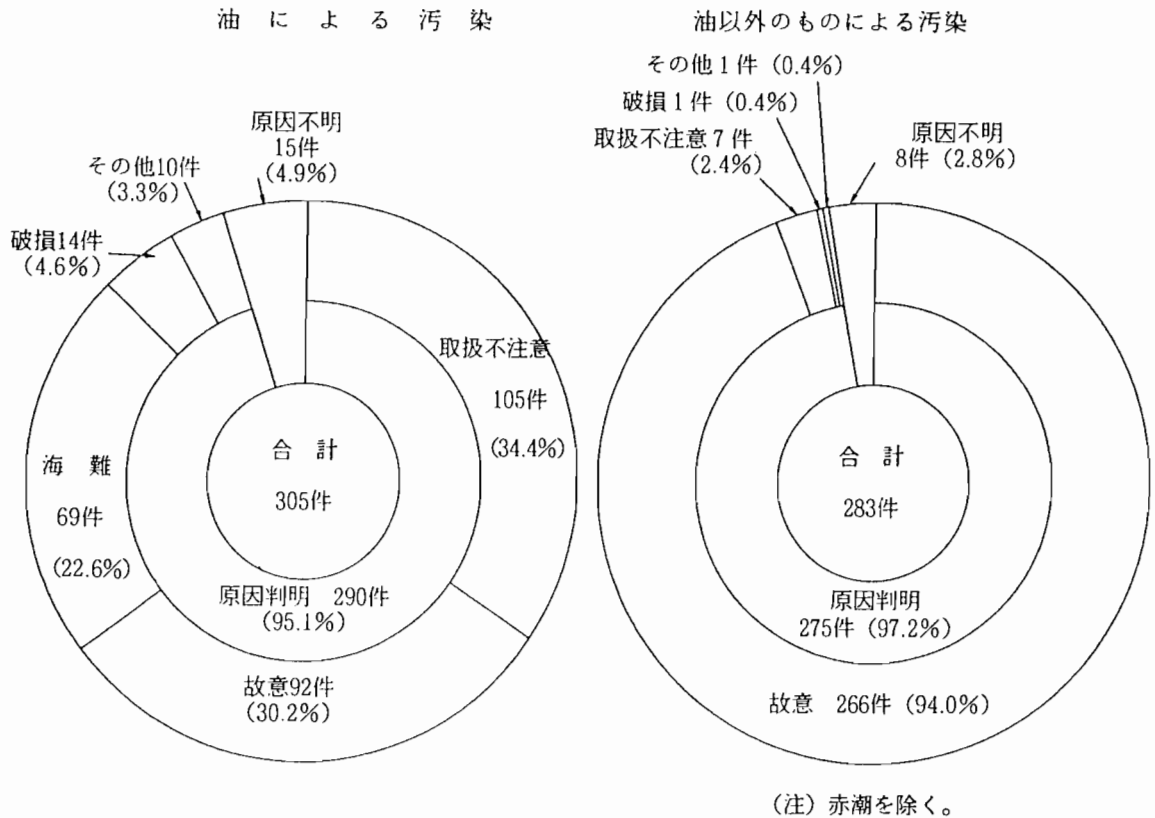


図5 日本周辺海域における廃油ボールの漂流・漂着調査結果（10年）

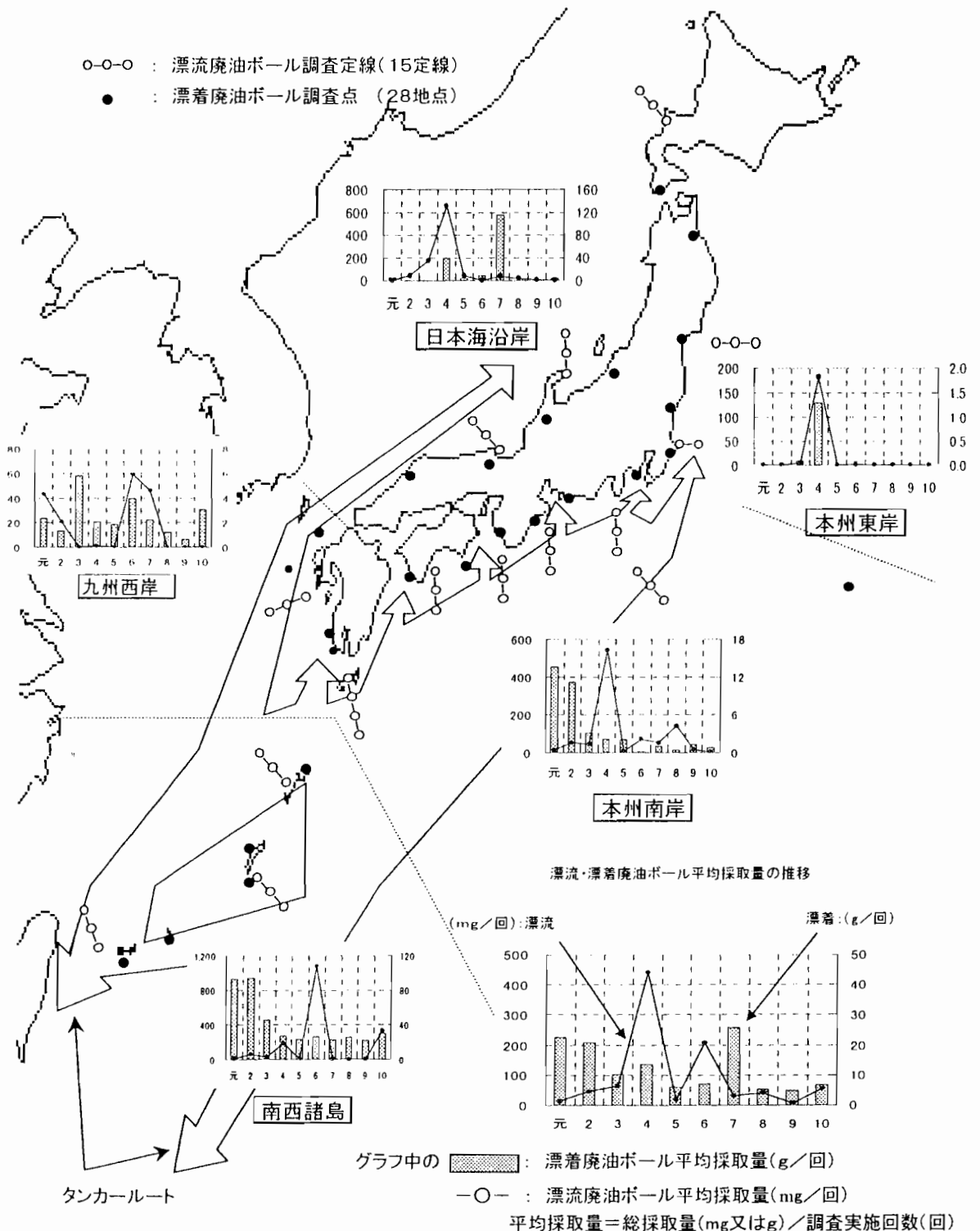


図6 日本周辺海域における海上漂流目視調査結果（平成10年）

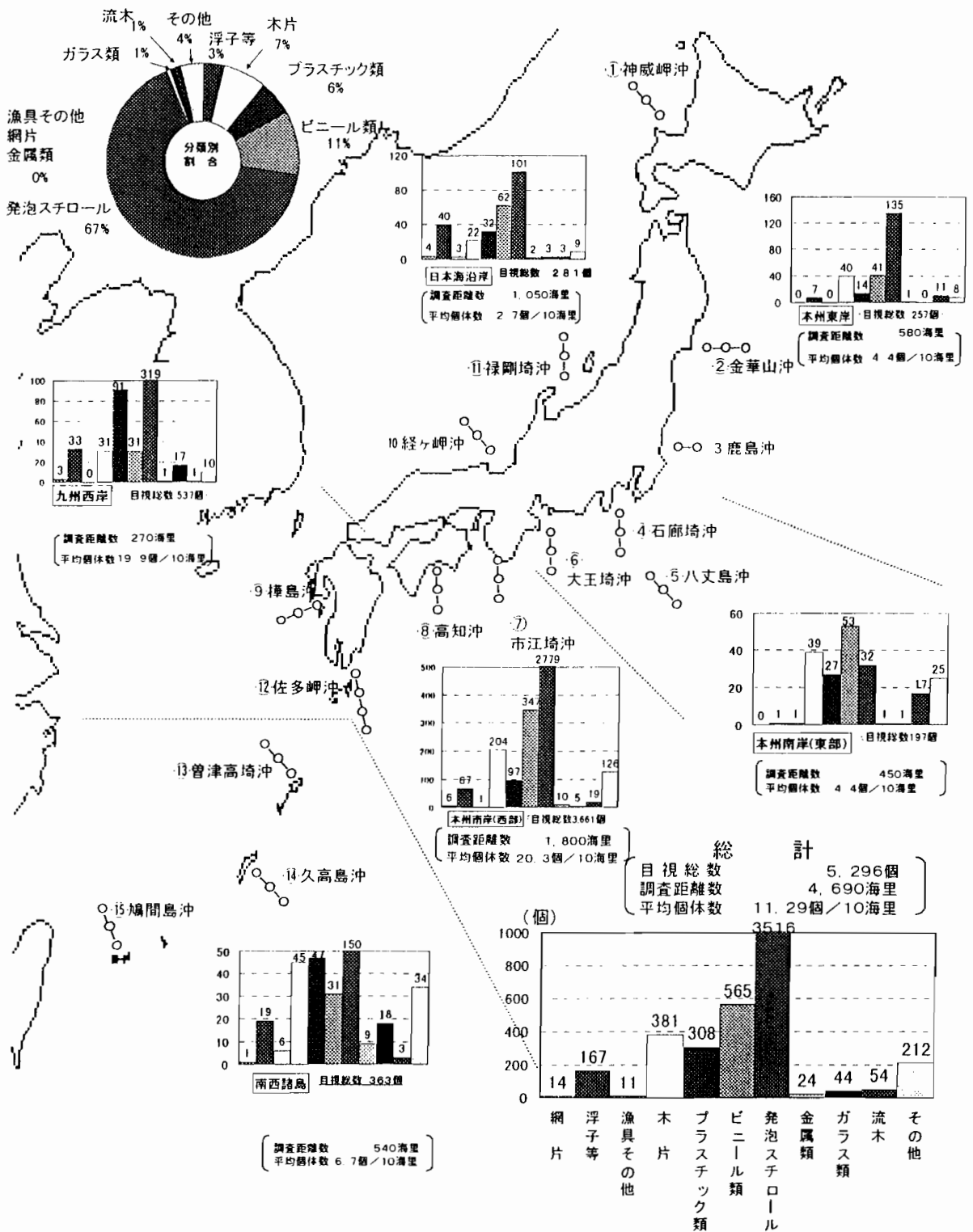


図7 投棄船舶の状況の推移

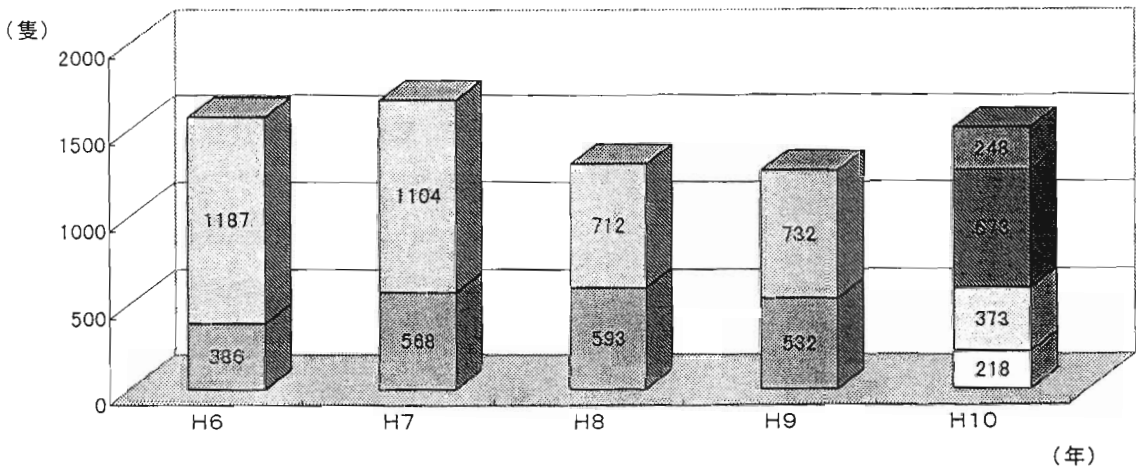
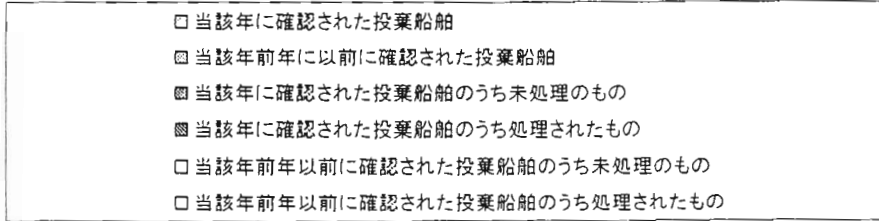


表1 海上環境関係法令違反送致件数の推移

(単位：件)

区分 法令名	違反事項	送致件数				
		6年	7年	8年	9年	10年
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	船舶からの油排出禁止規定違反	185	195	188	166	193
	船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反	79	78	69	84	36
	船舶からの廃棄物排出禁止規定違反	34	20	26	73	39
	廃船等の投棄禁止規定違反	381	146	122	101	171
	その他の規定違反	100	108	59	80	61
	小計	779	547	464	504	500
廃棄物の処理及び清掃に関する法	廃棄物の投棄禁止規定違反等	210	172	197	119	188
水質汚濁防止法	排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等	22	25	11	16	14
港則法	廃油を捨てるなどの水路保全規定違反等	118	102	113	121	106
その他の法令	都道府県漁業調整規則違反等	1	13	2	5	6
合	計	1,130	859	787	765	814

表2 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移

(単位：件)

			平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
海洋汚染の発生確認件数	油による汚染	日本の領海内	50	63	52	57	55
		日本の領海外	17	18	28	23	22
		小計	69	81	80	80	77
	油以外のものによる汚染	5	3	1	3	3	
	合計	74	84	81	83	80	
担保金制度適用件数			-	-	20	50	44
旗国通報件数			17	18	19	5	10

(寄稿)

平成11年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要

水産庁資源生産推進部漁場資源課
指導第二係 佐藤 修

現在、水産庁漁場資源課では、大きく分けて漁場環境保全対策関係予算と資源調査等関係予算の2つの関係予算を推進しているところですが、ここでは、平成11年度漁場環境保全対策関係予算に関する新規ものの概要を報告します。

1 有害物質漁業影響評価・対策調査事業のうち内分泌かく乱物質魚介類影響実態把握等調査

(委託費) 予算額 296,365千円

有害物質の魚介類への蓄積は、魚介類を多食する我が国の国民にとって社会的関心が非常に高く、また、環境中に放出された有害物質は食物連鎖等を経た生物濃縮により最終的に魚介類に蓄積し、食品としての安全性に問題を生じさせたり、商品価値の低下を招いております。

特に、内分泌かく乱物質の問題は、報道機関、書物等で頻繁に大きく取り上げされるとともに、関連学会においてもシンポジウムが企画される等、本格的な取組が始められております。

我が国の水産生物に関しましても、最近、河川に生息する魚の精巣に異常が見られるとの報告や、海域の魚につ

いても雄の血中から通常雌からしか検出されないタンパク質が検出されたとの報告がなされており、我が国の貴重なタンパク源である水産資源についても、何らかの異常が生じている可能性があることが示唆されました。

本問題に対しては、関係省庁がそれぞれ調査研究を開始したところであり、水産庁としても、関係省庁と連携を図りつつ、我が国の食料としてのタンパク源の4割を占める水産資源を安全かつ持続的に提供する責務を有する立場として、内分泌かく乱物質による水産資源に対する影響についての実態把握等を早急に開始することが必要かつ急務であります。

このため、①我が国周辺水域における主要な漁獲対象魚介種の一部について、生殖器官の形態的異常、血液中のタンパク質の濃度分析、内分泌かく乱物質であると疑われる化学物質の生息環境中(水・底泥・プランクトン・飼料生物・魚介類)における濃度分析、②水質や底質の化学的環境、藻場・干潟等の生物的環境及び海底の形状等の物理的環境の状況や、水産資源の漁獲量の状況等について、現地調査、文献

調査及び現地の漁業関係者からのヒアリングにより詳細に調査し、基礎情報としての整備を実施します。

また、以上の結果について、総合的に比較・解析等を行い、内分泌かく乱物質による水産資源に対する影響の状況を把握するとともに、水産資源に対する影響の解明のための基礎資料を得ることとします。

2 漁場環境影響総合評価対策手法確立等事業

(補助金) 予算額 27,874千円

国連海洋法条約に基づき、我が国は周辺200海里水域内の「水産資源の保存管理」と「良好な海洋環境の保全」を行う義務が生じましたが、良好な海洋・漁場環境の保全については、水産業が自然の物質循環（再生産機能等）を活用した環境依存型産業であることから極めて重要なこととあります。

平成9年6月に環境影響評価法が制定され、平成11年6月より施行されましたが、従来より実施してきている電源開発計画や港湾計画等に対する漁場環境影響評価業務を引き続き実施するだけでなく、今後新たに環境影響評価法の対象となるその他の事業に対しても、水産資源の保護及び漁場環境の保全の観点からの適切な環境影響評価が行われ、水産業に対する影響が生じる

ことのないよう努めることが必要であります。

しかし、水産物の安定的な供給を図る観点から、良好な漁場環境の保全を進めるために必要である「良好な漁場環境とは」、「我が国周辺の現状は」、「将来的にどのようにしたいのか」を提示したものがいないため、湾・灘・河川等の一定規模における水域毎に、その特性・役割及び現状等を踏まえて「良好な水域環境のあるべき姿（漁場環境保全のあり方）」を提示するための手法を確立することが必要であります。

このため、これまでに得られている成果等を活用し、良好な漁場環境としてのあるべき姿（漁場環境保全のあり方）を提示するための考え方を整理して手法を確立するとともに、それら成果を活用して、従来より実施してきている電源開発計画及び港湾計画等に対する漁場環境影響（漁業影響）評価業務を実施します。

3 赤潮対策技術開発試験のうちヘテロカプサ赤潮等緊急対策事業

(委託費) 予算額 78,305千円

近年、二枚貝をへい死させるヘテロカプサ赤潮が分布を拡大し、マガキ、アコヤ貝等の養殖場、アサリ漁場を抱える海域では、この赤潮の発生が問題となっています。

また、魚毒性の強いギムノディニウム伊万里型という種類の赤潮が、従来発生しなかった海域で散発的に発生し、分布域が拡大した場合、従来種と同様に大きな漁業被害を及ぼす懸念があります。

これらの種類の赤潮については、今後各地で勢力を拡大するおそれが多いものの、抜本的対応策がなく、その早期確立を図る必要があります。また、日本で発生が確認されていない有害赤潮生物の監視も必要です。

このため、①ヘテロカプサ赤潮の発生している海域等における、出現動向及び環境調査を通じた、赤潮予察技術の開発、②ヘテロカプサの生理的特徴を活用した赤潮除去技術等の被害防止に必要な技術の開発、③外国船の出入港のある港湾に近接した海域における、新規赤潮生物発生監視を実施します。

4 サメ・海鳥の保安全管理プログラム作成調査

(委託費) 予算額 24,000千円

野生水産動物の保護を口実とした漁業批判が強まっているなか、サメ・海鳥についてはCITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引の規制に関する条約）締約国会議、IUCN（自然及び天然資源の保全に関する国際連盟）総会において問題となる等、

政治的な意図を持つ行き過ぎた環境保護派の漁業批判に関する国際的な圧力はますます高まっています。これに対して、サメ・海鳥を含む生態系の保全を科学的かつ適切に進める上で、持続的漁業の立場を適切に反映させるため、1997年のFAO（国連食糧農業機関）水産委員会の中で、本問題をFAOで取り組んでいくことが合意されました。

FAOにおいては、専門家会合及び関係国協議を経た後、1999年2月に開催されたFAO水産委員会において、サメ類資源の保安全管理、海鳥の混獲回避に関する国際行動計画が作成・採択されました。この様なFAOを中心とした取組は、漁業に対する無用な規制を回避するためにも必要不可欠なものであり、我が国は、生態系の保全の効果的な実施を踏まえた資源の持続的利用を促進するために、積極的に参加しているところです。

FAOで採択された国際行動計画を受けて、早急に日本版行動計画の策定作業を開始する必要がありますが、これにつきましては、我が国の漁業実態や、サメ類・海鳥の混獲状況を十分に配慮した上で、海鳥の混獲回避やサメの保安全管理を効果的かつ実行可能なものとしなければならず、漁業種類、操業海域ごとの特性に応じ、内容に変化を持たせる必要性があります。

また、海外における漁業者の野生生物への取り組みの動向について、背景及び基礎条件を含め、十分に調査し、我が国の検討の参考とする必要があります。

このため、行動計画策定の検討材料とするために、主要な漁業海域ごとの調査、海外の事例等情報の収集を行うとともに、専門家に加えて漁業関係者も参加した形で計画策定作業を進めることにより、計画策定と適切な実施のための周知を同時に実施します。

5 海浜生物生息環境調査事業

(補助金) 予算額 20,086千円

各種の廃棄物やゴミ等により、海や干潟等の環境汚染が深刻化するとともに、漁場の機能の低下が懸念されています。また、水産業の基盤をなす沿岸域における自然環境の保全については、漁業者のみならず、市民団体やボランティア活動等の協力を得た保全活動及び美化活動を積極的に推進することにより、一般国民に対して、海洋生物の重要性、海の環境保全活動及び美化活動に関する意識の醸成を図る必要があります。

水産庁としても、水産資源を安全かつ持続的に供給する立場から、沿岸域における環境汚染が発覚した場合、出

来るだけ早い時期に水産資源に対する影響等を把握し、水産物への悪影響が及ばないよう適切に対応する必要があります。

これらのことから、全国の幅広い地点において、ボランティア及び市民団体等の協力を得て、魚介類等の海浜生物の生息状況及び生息環境を同一箇所ですべて長期間にわたり調査することにより、海浜生物の現状及び水産物への影響の有無等を把握するとともに、今後生ずる海洋環境の変化に対応し得る海浜生物生息環境に関する基礎的データの集積に努める必要があります。

このため、①ボランティア及び市民団体等を中心に、都市近郊の海や干潟等において生息する魚介類及び水質・底質等についての定点調査を実施し、データの整備を行うとともに、海洋生物の重要性、海の環境保護活動及び美化活動に関する意識の醸成の積極的推進、②磯の生物等の生息調査を通じて、周辺海域の環境変化のモニタリングを行います。

以上が平成11年度の漁場環境保全対策新規予算の概要です。なお、継続分を含めた全体の漁場環境保全対策関係予算については、次頁のとおりです。

1. 平成11年度漁場資源関係予算について(1/2)

(漁場環境保全対策関係予算 その1)

事業内容	11年度概算		10年度概算	11年度概算と10年度概算との差額	備考
	算定額	予算額			
漁業公害等調査 432,635 (166,959)		401,541	(129,880)	有害化学物質による魚介類中での蓄積状況の実態把握等	
漁業公害対策 889,616 (688,341)		296,365 31,094	(0) 37,079	内分泌かく乱物質による魚介類等への影響実態把握等調査 貝毒のモニタリング手法実証化等を通じた自主規制手法の開発等	
漁場環境影響調査 81,647 (98,187)		27,874	(0)	「漁場環境保全のあり方」の考え方を整理するとともに、それらの成果をも踏まええた漁場環境への影響評価の実施	
漁場の汚染防除 217,365 (259,195)		36,088 17,685	(45,110) 22,106	水域を漁場等の観点から評価したシミュレーションの作成等 発電所からの大量取水が広範囲の海域に渡る漁業影響調査 油汚染漁業影響情報図等作成調査費	
被害漁業者の救済 157,969 (164,000)		10,117 0	(12,646) 16,274	環境と調和する漁業普及事業費 F R P 漁船等廃棄物処理促進技術開発調査費 漁場環境保全総合美化推進事業費	
漁場環境保全対策 1,509,311 (1,399,481)		97,079 110,169 157,969	(107,866) (122,409) (164,000)	環境と調和する漁業の在り方と各種取組み等の普及普及 F R P 漁船等廃棄物処理促進技術の開発 漁と魚の健康診断及び漁場環境保全のための漁場監視、調査 効果的な養成、廃棄物の除去等を実施 原因不明の油濁事故の救済	
赤潮防止対策 219,877 (260,897)		126,084 25,034 30,944 37,815	(144,185) (37,415) (37,280) (42,017)	各種赤潮に対応する被害防止技術、発生防止技術の開発等 私道沿岸等が行う有害藻類等対策への支援 漁場の適正な有害藻類比率等の指針の作成等 貝毒成分・有害プランクトンのモニタリング調査、貝毒・赤潮情報モニタリング事業費	
生態系の保全 217,585 (262,778)		24,344 24,000 0 4,259 13,022	(48,675) (27,049) (0) (27,226) (4,732) (14,469)	海の生態系と漁業に関する調査費 希少水生生物保存対策推進事業費 サメ、海鳥の保全管理プログラム作成調査 水生生物保存対策調査費 流出土砂漁場機能回復等調査費 マリリン・エコトピア調査事業費	
事務費 182,233 (187,465)		18,869 53,083 9,083 50,842 20,086	(20,965) (53,083) (10,089) (56,490) (0)	生物活用型漁場環境改善調査費 海洋生態系保全型漁業確立実証調査費 ワシントン条約等対策調査費 漁場環境修復推進調査費 海浜水生生物生態環境調査事業費	
経常事務費 指導事務費 リ 沿岸漁場整備調査費 沿岸漁場保全事業 養殖共済赤潮特約事業 希少生物情報データベース整備費		1,151 12,495 46,484 122,103 2,227,000 140,000 504,540 1,796	(1,150) (12,495) (47,031) (126,789) (2,461,000) (140,000) (434,053) (1,996)	経常事務費 漁業調査指導等 指導事務費 (海洋廃棄物生物影響調査) リ (漁場環境保全対策費) 沿岸漁場整備調査費 沿岸漁場保全事業 (うち、沿岸環境緊急回復事業) 養殖共済赤潮特約事業 希少生物情報データベース整備費	(整備課計上、公共投資重点化枠分を含む。) (漁業保険課計上) (研究課計上)

(随想)

退任にあたって

前(財)漁場油濁被害救済基金理事
桑原 忠義

本年4月、(財)漁場油濁被害救済基金の理事を退任いたしました。平成2年からの9年間、大過なく業務を全うする事ができましたのも、ひとえに、皆様のご指導、ご支援の賜と感謝いたしております。

昭和50年3月、かねてより漁協系統が国に要望しておりました原因者不明の油濁被害対策として、暫定的に被害救済制度が実施されることになり、急遽(財)漁場油濁被害救済基金が設立されました。

当時、全国漁業協同組合連合会の公害対策室課長をしておりました私は基金設立の事務局として設立発起人会の案内、設立申請、設立登記等に駆けまわったことが、懐かしく想い起こされます。

昭和50年4月1日、原因者判明の油濁事故の対応の為山口県小野田市に出張中に「原因者不明の油濁事故が発生した。急ぎ島根県へ行け」との連絡を受け、松江市に駆け付けました。(財)油濁基金の対応した第1号となった事故でした。

その後(財)油濁基金の立ち上がりの業務に基金の役職員の皆さんと一緒に、各地での事故対応、諸種の調査等6年余りのお手伝いをいたしました。

縁あって(財)油濁基金に務めることとな

りましたが、私にとっては基金設立以来ずっと基金で仕事をしてきた感じがしております。

(財)油濁基金の発足から2年余りの本格的な制度化へ向けての精力的な議論の結果、昭和52年7月拠出団体の善意の拠出金を核とした世界でも例のない新しい原因者不明の油濁被害救済制度がスタートしました。

この制度の発足により従来、長い間原因者不明の油濁事故に泣き寝入りを余儀なくされていた大勢の漁業者から、安心して生業の漁業に従事できるとの喜びの声が全漁連に届けられ、初代の(財)油濁基金の理事長であった故及川全漁連会長が「こんなに漁業者の皆さんに喜ばれる制度を創って頂いて大変良かった」と喜んでおられたうれしそうな顔が思い出されます。

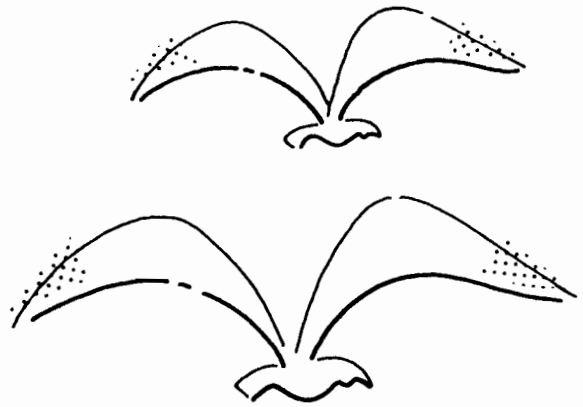
我が国の原因者不明の油濁事故も、関係法律の改正等による規制の強化、監視・取締体制の強化及び関係業界企業の自主努力等により、(財)油濁基金の設立当時に比べ大幅に減少しておるとは言え、毎年一定の事故が発生しており、被害救済が実施されている事を考えれば(財)油濁基金による被害救済制度は今後とも継続

される必要があるものと考えます。

この原因者不明の油濁被害救済制度は、(財)油濁基金発足以来24年を経過しましたが、法律に拠らない、任意の拠出金を核とした被害救済制度がこのように長く継続されているのも、拠出団体の皆様方が漁業を生業とする漁業者の晴れの日も、雨の日も海岸に出て海を眺め海の環境の変化に気を配り、海岸の環境汚染を自らの努力で防いでいる、言わば海の環

境ウォッチャーとしての漁業者の役割を高く評価し、この制度に理解を頂いている事が大きな理由であると考えます。

今後とも、この原因者不明の油濁被害救済制度が拠出団体・国・県のご理解とご指導により安定的に継続することができますよう、(財)油濁基金の役職員の皆様のご健闘と、海の環境保全の先兵としての漁業者・漁協系統の皆様のご活躍を心から祈念します。



油濁基金の平成10年度事業の概要

平成10年度事業計画に基づき、原因者不明の漁場油濁事故に対する漁業被害救済事業及び防除・清掃事業並びに漁場油濁の被害防止に関する調査啓発事業を実施した。

漁業被害救済事業及び防除・清掃事業については、漁業被害額等の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開催し、慎重審議を行った。

当基金は、中央審査会における審査結果を受け、漁業被害額等を認定し、被害漁業者に対して救済金及び防除費を交付した。

調査啓発事業については、油濁被害の発生を未然に防止又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うことを目的として、引き続き油濁被害防止対策事業を実施した。また、会報の発行、油濁汚染防止対策ポスターの作成等により広報・普及に努めるとともに、被害漁業者に交付した救済金等の配分状況検査を実施した。

さらに、前年度から引き続いて水産庁の委託を受けて、油汚染漁業影響情報図等作成調査事業を実施した。

1. 漁業被害救済事業

平成10年度（4～3月）に漁業被害救済事業の対象となった漁業被害は、山口県で発生したノリ養殖業の1件で、救済金は、1,892万円となるが、これは前年度に比べ、件数で4件、金額で635万円の減少となった。

この油濁被害事故は、平成11年1月中旬に山口県小野田市地区のノリ漁場に粘度の高い油が流入したもので、生産最盛期に1,480柵のノリ原藻（乾ノリ見込み生産数約327万枚）及び敷設ノリ網が汚染され、製品としての出荷及びノリ網の使用が不可能となり、廃棄したものである。

なお、本年度においても漁業者等による早期発見と迅速な防除措置により被害が未然に防止されたものが少なからずあった。

2. 防除・清掃事業

平成10年度（1～12月）に防除・清掃事業の対象となった事故は10件で、これに要した防除費は、1,753万円となった。

これは前年度に比べて、件数で9件、金額で4,250万円の減少となった。

発生件数は、従来から事故多発地帯である沖縄県海域で4件、神奈川県、愛知県、愛媛県、大分県、長崎県、鹿児島県の各海域で各1件であった。

油の性状は、オイルボールの漂着が沖縄県で4件、鹿児島県で1件、タール状油の漂着が神奈川県、愛知県、愛媛県、長崎県で各1件、油膜状の海上漂流が大分県で1件であった。発生時期は、1～6月が7件、7～12月が3件であった。

これらの漁場油濁事故に対し漁業者等が、沿岸漁場の磯根資源等への被害を未然に防止又は軽減するため海上での吸着マット等による油の回収、海岸での清掃及び回収した油等汚染物の廃棄処理等の防除・清掃事業を実施した。

3. 調査啓発事業

(1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の未然防止又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発等を引き続き実施した。

本年度は、生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業、漁業被害防止自衛計画策定指針等作成事業及び油濁汚染防止啓発・防除指導者養成事業を実施した。

これら事業の実施については、学識経験者等で構成する検討委員会、専門部会、ワーキング・グループ等をそれ

ぞれ設置して事業実施計画、実施結果等、事業全般について広範かつ専門的見地から検討を行った。また、事業の一部については専門の調査機関に委託して実施した。その概要は次のとおりである。

ア. 生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業

本事業では、現在の油濁処理技術では十分に除去し難い漂着油、特に海岸漂着後に砂中に浸透し或いは岩石に付着したものについて、自然浄化に深く関わっている微生物の油分解能力を、栄養素を添加することにより高め、効率的に油濁の防除を図ることを目的として、生物的処理剤の開発を検討してきた。事業の推進に当たっては「生物的油濁処理技術開発専門部会」を設置し、検討を加えてきたが、本年度は、さらに、これまで検討してきた結果に改善を加えた、より効果的な処理剤を開発するとともに当該処理剤の利用上の問題点について検討した。

生物的処理剤の開発については、引き続き窒素、燐等の栄養成分を強化すること、処理効果の持続性・即効性を付与すること等を重点課題として取り組み試作した。さらに、これを自然海兵での潮汐変化等を模し、水位変化、海

水交換を可能とするフィールド模擬装置（屋外施設）を用い、より実海域に近い環境下で、これら処理剤の試作品の分解性能評価試験を行った。

その結果、窒素源として尿素の化合物、補助栄養素としてカゼインを加えた粉末タイプに効果がみられる等、一定の評価がされたが、持続性に検討課題が残された。また、併せてこれらの試作剤の水生生物に対する影響について安全評価試験を行った。

イ. 漁業被害防止自衛計画策定指針等作成事業

漁場油濁被害の拡大防止を図るために、本年度から漁業関係者が海域に対応した自主的な漁場自衛計画を策定する場合の指針の作成を行うとともに、漁場自衛計画の実践に当たって漁場利用の特性等を考慮しつつ、油回収及び処理方法を解説したマニュアルを作成することとなった。このため、学識経験者等による「漁業被害自衛計画策定等専門部会」を設置し、指針作成に当たっての骨格を検討した。

併せて、長崎県等における油汚染事故対策の現状を行政機関、漁連・漁協等から聞き取り調査及び情報収集を行った。

この他、海外における油汚染事故の対応に関する情報を収集した。

ウ. 油汚染防止啓発・防除指導者養成事業

油による漁場汚染の防止のためには、船舶や陸上施設等の関係者に対する関係法令等の遵守の喚起、海洋環境保全意識の啓発や情報提供等も極めて重要である。また、漁場油濁事故が発生した場合、被害の未然防止や被害を最小限に食い止めるためには、地域の漁業者が油濁事故現場で速やかに対処することが極めて肝要である。

このため、本年度は、水産庁、海上保安庁等の協力を得て、九州北部沿岸域の漁場関係情報の英文のポスター、チラシを作成し、外国船舶関係者等に配布した。また、一般市民も対象にした油汚染事故についてのパンフレットの作成やインターネットによる広報を行った。

さらに、本年度から新たに油汚染防除に関する現場の実践者、指導者を養成するため、専門家で構成する「漁場油濁汚染防止指導者養成ワーキング・グループ」でカリキュラム等を検討して、油防除指導者養成のための講習会を開催

した。講習会は愛媛県伊予市、北海道函館市、東京都内の3ヵ所で行い、漁業関係者等合計約150名の参加があった。

(2) 油汚染漁業影響情報図等作成調査事業

「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約）」に基づき、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成7年12月閣議決定、平成9年12月改定）が策定され、これにより必要とされる各海域毎の諸情報を国の各機関が各分野毎に整理することが定められた。このため、水産分野においては漁業に関する情報を収集・評価し、油汚染が発生した際に漁業に関する被害が最小限となるよう、漁業者等の迅速な対応に必要な情報図等を作成することとされ、平成9年度から水産庁の委託を受けて実施することとなった。

本年度は、第2年度目として学識経験者等で構成する「油汚染漁業影響情報図等作成調査検討委員会」において専門的見地から検討を行い、関東沿岸域、伊勢湾沿岸域、大阪湾・播磨灘沿岸域及び九州北部沿岸域の4海域についての情報図及び電子化したデータベース

スを作成した。なお、この業務の一部を関係都府県及び調査専門機関に委託して実施した。

(3) その他

ア. 救済金等配分状況の検査

救済事業等の円滑・適正な推進に資するため、当基金の救済対象となった漁業被害の救済金及び防除費の交付金が申請者である漁協において被害漁業者に迅速かつ適切に配分されたかについて、当基金の職員及び当基金の委嘱した漁連等の職員により指導・検査を実施した。

イ. 啓発普及活動等

(1) のウに述べた啓発普及活動の他、次のことを行った。

- ① 財千葉県漁業振興基金及び瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会の東京湾及び瀬戸内海における漁場油濁事故の防止対策に関するポスターの作成に対し、引き続き後援した。
- ② 定期刊行物「油濁基金だより」を2回発行し、関係機関、漁況等に配布し、当基金の活動状況の周知、油濁事故の防止、漁場環境保全意識の啓発に努めた。
- ③ 全漁連及び関係漁連で構成する「全漁連ナホトカ号油流出事故漁業被害対策協議会」に参

加・提携し、情報交換及び指導
助言を行った。



平成10年度 漁場油濁被害救済実績

都道府県別発生状況

(単位：円)

区分 都道府県	件数	認 定 額	漁業被害（4～3月）		防除・清掃（1～12月）	
			件数	認 定 額	件数	認 定 額
神奈川	1	759,128			1	759,128
愛 知	1	96,575			1	96,575
愛 媛	1	84,100			1	84,100
山 口	1	18,921,133	1	18,921,133		(11年度計上)
大 分	1	6,449,065			1	6,449,065
長 崎	1	1,067,112			1	1,067,112
鹿児島	1	2,752,980			1	2,752,980
沖 縄	4	6,319,250			4	6,319,250
合 計	11	36,449,343	1	18,921,133	10	17,528,210



年次別漁場油濁被害救済実績

(単位：百万円)

区分 年次	合 計		漁業被害（4～3月）		防除・清掃（1～12月）	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和50年	18	161.3	7	143.1	11	18.2
51	67	261.9	14	172.6	53	89.3
52	87	178.0	14	73.5	73	104.5
53	105	201.5	9	85.7	96	115.8
54	87	366.3	12	222.6	75	143.7
55	68	300.5	14	190.8	54	109.7
56	75	394.4	17	285.1	58	109.3
57	38	245.3	8	165.3	30	80.0
58	46	241.5	6	106.7	40	134.8
59	54	190.1	10	64.8	44	125.3
60	51	397.5	10	305.7	41	91.8
61	45	134.9	2	27.3	43	107.6
62	42	103.0	2	39.6	40	63.4
63	39	110.7	6	38.0	33	72.7
平成元年	40	140.6	7	79.4	33	61.2
2	33	138.3	4	69.4	29	68.9
3	34	124.6	3	61.6	31	63.0
4	28	99.0	1	13.1	27	85.9
5	18	40.7	2	7.7	16	33.0
6	17	42.9	2	21.1	15	21.8
7	26	59.9	3	21.8	23	38.1
8	18	28.4	1	15.0	17	13.4
9	24	85.3	5	25.3	19	60.0
10	11	36.4	1	18.9	10	17.5
合 計	1,071	4,083.0	160	2,254.1	911	2,254.1
平 均	44.6	170.1	6.6	93.9	93.9	76.2

(注) 万円単位を切捨てて集計した。

平成10年度漁場油濁被害発生状況一覽表

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害及び作業の状況	関係漁協	漁業被害認定額	防除清掃認定額	合計認定額
1	神奈川県横須賀市地区	平成10. 1. 17	横須賀市東部漁協 走水支所ノリ漁場	ノリ漁場に粘度の高い濃いC重油が流入、ノリ、ノリ網に被害を与えた。二次被害を防ぐため、汚染ノリ原藻、ノリ網を撤去した。	横須賀市東部漁協	—	759,128	759,128
2	愛知県常滑市地区	10. 1. 27	常滑市鬼崎漁協ノリ漁場	ノリ漁場に粘度の高い濃い廃油が流入、ノリ葉体を汚染、被害を与えた。二次被害を防ぐため、汚染ノリ原藻の摘採除去を行った。	鬼崎漁協	—	96,575	96,575
3	愛媛県弓削島地区	10. 3. 8	弓削町豊島沖ノリ漁場	ノリ漁場に粘度の高いC重油が流入、ノリ葉体を汚染、被害を与えた。二次被害防止のため、汚染ノリ原藻の摘採除去を行った。	弓削町漁協	—	84,100	84,100
4	大分県姫島地区	10. 3. 31	姫島北部海岸一帯	姫島沖合に濃い油膜が漂流、一部海岸に漂着し、ヒジキ等磯根資源に被害の恐れがあり、清掃した。	姫島村漁協	—	6,449,065	6,449,065
5	長崎県対馬・厳原町西海岸地区	10. 4. 10 10. 4. 17 10. 4. 30	厳原町瀬、久根浜、阿連、上槻地区海岸	柔らかいオイル状の油が海岸に漂着、ヒジキ、フノリ等の磯根資源に被害の恐れがあり、清掃した。	厳原町漁協	—	1,067,112	1,067,112
6	沖縄県池間島地区	10. 4. 14	池間島地先海岸一帯	柔らかいオイルポールが海岸に漂着、モズク、ヒトエグサ、マガキガイ等に被害の恐れがあり清掃した。	池間漁協	—	2,762,920	2,762,920
7	沖縄県石垣島地区	10. 6. 30	石垣島伊原間海岸一帯	柔らかいオイルポールが海岸に漂着、近傍の刺網漁業等に被害の恐れがあり清掃した。	八重山漁協	—	102,730	102,730
8	沖縄県多良間島地区	10. 7. 27	多良間島地先海岸一帯	オイルポールが海岸に漂着、近くのシヤゴガイ養殖、ヒトエグサ養殖等に被害の恐れがあり清掃した。	平良市漁協	—	3,140,800	3,140,800
9	沖縄県宮古島地区	10. 10. 27	宮古島保良海岸一帯	柔らかいオイルポールが油の付着したゴカイ養殖、ヒトエグサ等に被害の恐れがあり清掃した。	平良市漁協	—	312,800	312,800
10	鹿児島県奄美大島地区	10. 11. 24	龍郷町北部地先海岸一帯	オイルポールが油の付着したゴカイ養殖に被害の恐れがあり清掃した。もに海岸に漂着、近くの建網や真珠養殖等に被害の恐れがあり清掃した。	龍郷町漁協	—	2,752,980	2,752,980
11	山口県小野田市地区	11. 1. 17	小野田漁協ノリ漁場	粘度の高い油がノリ漁場に流入、養殖中のノリ原藻及びノリ網を汚染し被害を与えた。	小野田漁協	18,921,133	(11年度計上)	18,921,133
合 計						18,921,133	17,528,210	36,449,343

平成10年度 漁場油濁被害発生図



(基金記事)

油濁被害防止対策ポスター及び チラシの作成配布について

当基金では、漁場油濁被害の発生を未然に防止し、または軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行う「油濁被害防止対策事業」を実施していることについては、平成10年度事業概要に記載しましたが、ここでは、漁場油濁汚染防止啓発事業の一環として、平成10年度にポスター及びチラシを作成し、関係機関へ配布しましたので、その概要を紹介します。

1. 事業目的

漁場油濁汚染の一因として、わが国周辺水域を航行する船舶からの油の流・排出が考えられるが、外国船等も多く航行することから、これら外国船運航者等に対する啓発・普及が必要である。

このため、外国船運航者等に対日本沿岸域の漁場関係情報を提供しつつ、油濁汚染防止に係る関係法令の遵守、油濁事故の削減を図る。

2. 事業内容

わが国の主要港湾へ出入港する外国船等を主対象として、船舶からの油の流・排出による漁場油濁の未然防止を啓発・普及するため、関係官公庁、海事代理店及び関係団体等の協力を得て、これらの船舶等に対しチラシを配布するとともに主要場所にポスターの掲示を行う。

上記に基づいて、平成6年度は東京湾、7年度は伊勢湾、8年度は瀬戸内海東部(紀伊水道～播磨灘東部)、9年度は瀬戸内海西部及び豊後水道の海域を対象として実施してきましたが、10年度は九州北部海域について、別図の通り英語版によるポスター、チラシを関係県等のご協力を得て作成しました。

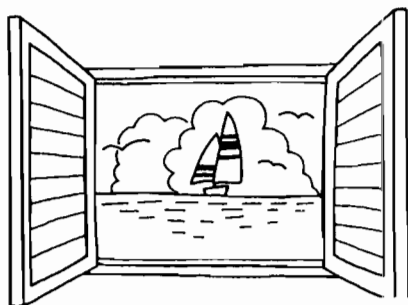
ポスター及びチラシは、関係機関へ配布し掲示等をお願いするとともに、第七管区海上保安本部及び保安部(署)等のご協力を得て、船舶乗組員等に対し適宜配布していきます。

なお、本年度以降も油濁事故の多い海域を対象として英語版及び日本語版の2種類のポスター、チラシを作成配布することとしていますので、今後とも宜しくご協力下

さい。

ポスター及びチラシ記載のキャッチフレーズは次のとおりです。

1. 大切な海を油汚染から守りましょう。
2. 日本の近海では、多くの漁業が行われています。
3. 九州北部海域も魚の豊富な好漁場となっています。
4. わずかな油の流出でも漁業に大きな被害が発生します。
5. 油を流出させないよう十分注意して下さい。










Prevent Our Valuable Sea from Oil Pollution

In the waters surrounding Japan, numerous fisheries are operated, especially in the water of the Northern part of Kyūsyū.

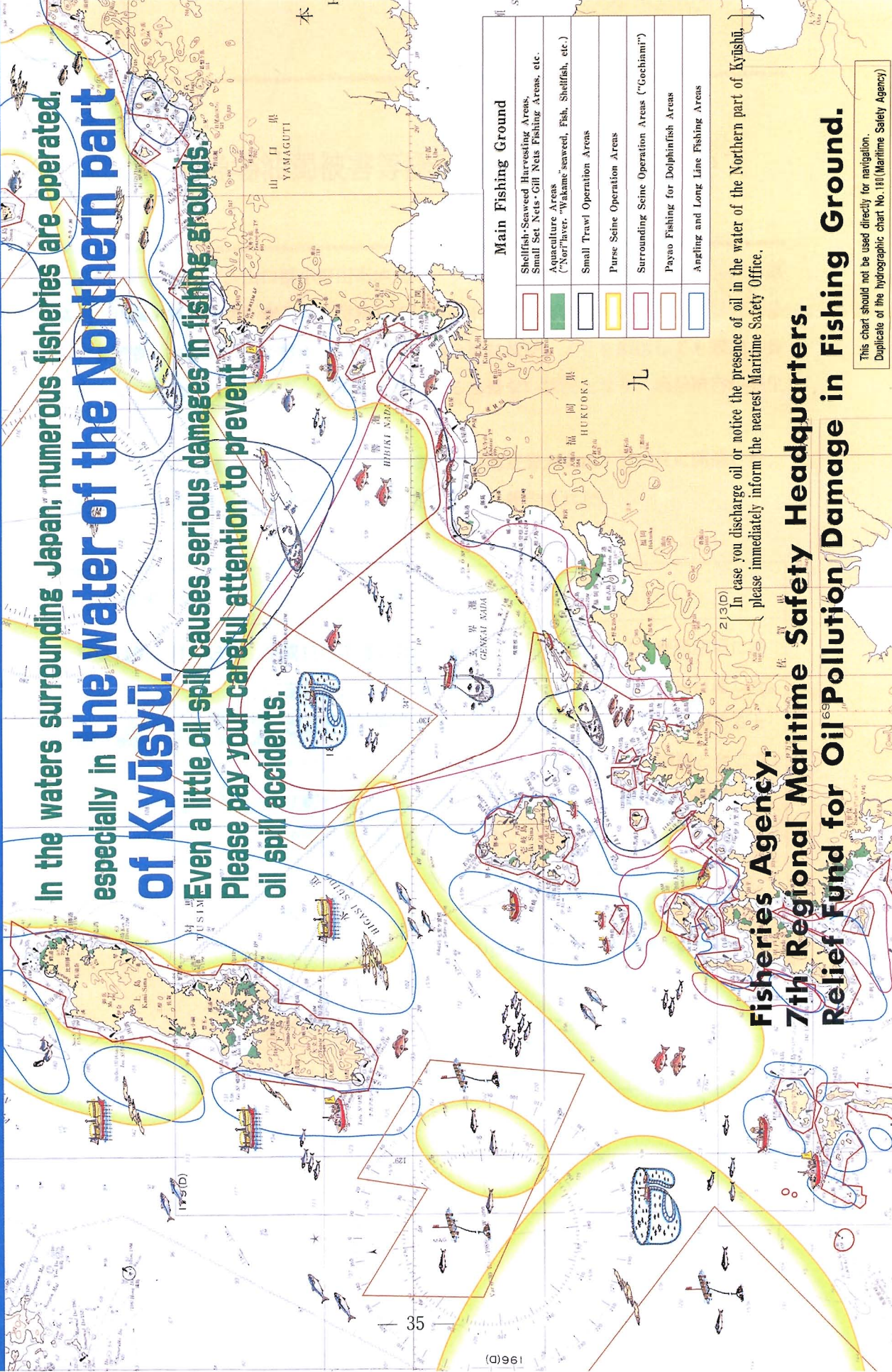
Even a little oil spill causes serious damages in fishing grounds. Please pay your careful attention to prevent oil spill accidents.

**Fisheries Agency -
7th Regional Maritime Safety Headquarters -
Relief Fund for Oil Pollution Damage in Fishing Ground.**

In case you discharge oil or notice the presence of oil in the water of the Northern part of Kyūshū, please immediately inform the nearest Maritime Safety Office.

Main Fishing Ground	
	Shellfish-Seaweed Harvesting Areas, Small Set Nets-Gill Nets Fishing Areas, etc.
	Aquaculture Areas ("Nor"flaver, "Wakame" seaweed, Fish, Shellfish, etc.)
	Small Trawl Operation Areas
	Purse Seine Operation Areas
	Surrounding Seine Operation Areas ("Gochiamir")
	Payao Fishing for Dolphinfish Areas
	Angling and Long Line Fishing Areas

This chart should not be used directly for navigation. Duplicate of the hydrographic chart No. 181 (Maritime Safety Agency)



(基金記事)

都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動きについて

平成11年1月17日、山口県小野田市地先のノリ漁場一面にB重油膜に浮遊し、ノリ原藻・ノリ網・枠ロープ・浮子等に付着しているのを発見した。

油の漂着した範囲は、小野田漁協のノリ漁場全域に及び、ノリを摘採しても販売し食品化することは不可能であり、収穫を断念せざるを得ない状況となり、漁業被害が発生した。

このため、この被害に係る山口県漁場油濁被害等認定審査会が7月13日に開催され、検討結果が8月10日中央漁場油濁被害等認定審査会へ報告された。

開催年月日	検 討 結 果
平成11年1月17日	<p>平成11年1月17日、山口県小野田市地先のノリ養殖漁場に油が漂着し、ノリ原藻・ノリ網・枠ロープ・浮子等に付着した。</p> <p>このため、被害を受けた漁協では、関係機関に通報するとともに、調査、検討した結果、被油したノリの摘採と全てのノリ網を撤去し焼却処分を行うとともに、油汚染の浮子、枠網等施設の払拭作業を行った。</p> <p>被害区分</p> <p>漁業被害：汚染ノリ原藻の摘採及びノリ網の撤去廃棄による被害額</p> <p>防除・清掃：汚染施設の払拭作業に要した費用 汚染物処理に要した費用</p>

(基金記事)

労務費及び漁船用船費の改訂について

漁業被害及び防除・清掃作業に従事した場合の費用の支弁について、労務費及び漁船用船費の支弁額の上限が、平成11年4月1日より次のように改められました。

1. 労務費（1時間当り）

	新	旧
労務費	1,180円	1,100円

2. 漁船用船費（1日当り）

	新	旧
1 t 未満船	20,400円	21,300円
1 t ～ 3 t	25,200円	25,700円
3 t ～ 5 t	42,200円	41,700円
5 t 以上	58,200円	55,900円

（4時間以下は半額）

(注)著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、最高1時間当り110円迄の金額をこれに付加し得るものとしています。

(基金記事)

中央漁場油濁被害等認定審査会委員の 委嘱について

去る平成11年5月25日開催の平成11年度第1回理事会の承認を得て、下記の方々に中央審査会委員を委嘱しました。

(敬称略・順不同)

委員名	所 属	備 考
西川輝彦	石油連盟 技術環境部長	再任
松下脩	(社)日本鉄鋼連盟 環境エネルギー部長	新任
佐藤義章	全国内航タンカー海運組合 理事	再任
山下秀明	(社)日本船主協会 常務理事・関連事業部長	再任
大橋孝治	(社)全国沿岸漁業振興開発協会 専務理事	再任
宮原邦之	全国漁業協同組合連合会 漁政部長	新任
宮崎滋	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 参事	再任
佐藤正敏	全国漁業共済組合連合会 常務理事	再任
瀬尾信雄	弁護士	再任
小川洋一	弁護士	再任
成田健治	弁護士	再任
山下悦治	日本船主責任相互保険組合 損害調査部部長代理	新任

任期 平成11年7月1日～平成13年6月30日

(基金記事)

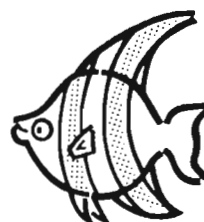
評議員の委嘱について

当基金の評議員に異動があり、次のとおり委嘱しました。

(敬称略)

委嘱年月日	新任者	前任者
H11. 5. 13	吉野 佑治 千葉県水産部水産課長	宮澤 公雄 (同 左)
H11. 6. 28	上原 永喜 沖縄県農林水産部漁政課長	友利 昭之助 (同 左)

(任期は、前任者の残任期間平成13年3月5日まで)



(基金記事)

役員の変更について

平成11年3月11日開催の平成10年度第3回評議員会において、任期満了に伴う役員選任が行われ、下記のとおりとなりました。

氏名	所属	備考
宮原 九一	理事長 (三重県漁業協同組合連合会 名誉会長理事)	再任
稲垣 友三郎	専務理事 (常勤)	〃
植村 正治	理事 (全国漁業協同組合連合会 代表理事会長)	〃
横峯 平一	理事 (財団法人 千葉県漁業振興基金 理事長)	〃
立花 宏	理事 (社団法人 経済団体連合会 常務理事)	〃
一樋 義明	理事 (常勤)	新任
吉崎 清	監事 (社団法人 大日本水産会 専務理事)	再任

(任期は、平成11年4月10日～平成13年4月9日まで)

新任理事一樋義明氏は、前理事桑原忠義氏が辞任されたことに伴い、新任されました。

所 属	発令年月日	職 名	新任者	前 任 者
水産庁	H11. 4. 1	資源生産推進部 漁場資源課課長	大倉 重信	野村 一郎
	H11. 7. 16	資源生産推進部 漁場資源課 課長補佐(総括)	柳瀬 和生	橋本久之亮
通商産業省	H11. 6. 1	環境立地局 環境政策課 課長補佐	畑野 浩朗	広瀬 直
運輸省	H11. 7. 13	海上交通局長	高橋 朋敬	宮崎 達彦
	H11. 7. 13	海上交通局 総務課 課長	本保 芳明	柴田 耕介
	H11. 4. 1	海上交通局 総務課 管理係長	関 智孝	矢沢 和也





海岸へ漂着したオイルボール

平成11年2月8日鹿児島県奄美大島北部西海岸一帯に大量のオイルボールが漂着、各種磯根資源に被害の恐れがあり地元漁業者により海岸の清掃が行われた。(写真は和村毛陣海岸)

(編集後記)

まだまだ暑さの厳しい今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、地球環境保全への関心が高まっている中、海洋汚染問題についても、年ごとに国際的な取り組みが強まっており、関係者等の努力によって海洋汚染の発生件数は、減少傾向を示しています。

しかしながら、原因者不明の油濁事故については、近年、若干減少傾向で推移しているものの、依然として頻発し、沿岸漁場への油の漂着が多発しており、本年に入ってから南西諸島周辺海域を中心としてオイルボール等の漂着が相次ぎ、既に昨年の事故発生件数を上回っています。

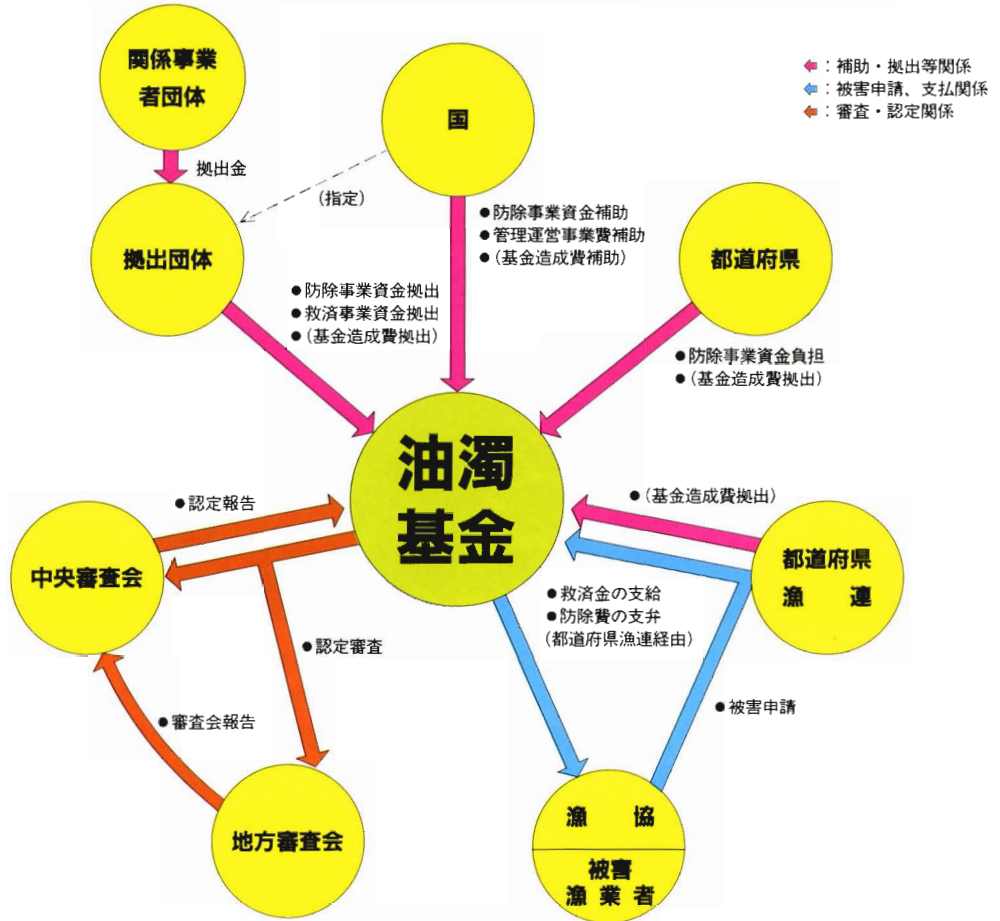
このため、地元漁業者等は、この油濁事故による防除・清掃作業に多くの労力と費用を要する状況になっています。

油濁事故発生時に、被害を最小限に食い止めるためには、漁業者等の素早い対応が喫緊の課題となります。

油濁事故は、今後とも、いつ、どこで、発生するかも知れません。

各浜におかれては、これからも監視態勢を強め、油濁事故発生による被害の未然防止に努められるようお願いいたします。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

農林水産省関係
 通商産業省関係

(社)大日本水産会
 石油連盟
 (社)経済団体連合会
 (社)日本貿易会
 日本アンモニア協会
 (社)日本ガス協会
 (社)日本船主協会
 (財)日本船舶振興会

電気事業連合会
 (社)日本電機工業会
 (社)日本産業機械工業会
 日本化学繊維協会

(社)日本鉄鋼連盟
 (社)日本自動車工業会
 石油化学工業協会
 (社)セメント協会

運輸省関係

日本内航海運組合総連合会

(社)日本旅客船協会

発行日 1999年8月
 発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金
 住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-1-14
 イトーピア内神田ビル10階
 電話 03-3254-7033
 ファックス 03-3254-3978Ⓕ
 E-mail: yudak@mxi.mesh.ne.jp